

平成16年8月10日
農林水産省

農事組合法人に関する照会について

農事組合法人は、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の規定に基づき設立される農業を共同で営むための法人です。

近時、農事組合法人について、所管都道府県などから違法行為の照会が多く寄せられています。このことから、農業者をはじめ国民の皆様方へ別添のとおり [\[PDF\]](#) 農事組合法人制度についての周知を図るとともに注意喚起をいたします。

連絡・問い合わせ先
経営局協同組織課
経営・組織対策室
濱岡、日向
代表：(03)3502-8111（内線4368）
直通：(03)3502-3017

最近寄せられた照会事例から

農民でない者が発起人となって設立することはできますか。
成立後行政庁への届出がないが、どう指導すればいいですか。
農事組合法人が社会福祉事業などの事業を行うことはできますか。
農事組合法人の設立に当たり、「農林水産省から福祉事業に補助金が出る」とウソを言われたり、「数百万円かかる」などと言われたが、本当ですか。

御注意下さい！

こうしたケースは、
**行政庁による報告徴求命令、検査、
業務改善命令、解散命令、過料の制裁**
などの対象となります。

農事組合法人 は、農業を共同で営むための法人です。

農民3名以上が発起人
行うことができる事業は、

- ・ 農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- ・ 農業の経営(併せ行う林業の経営)
- ・ これらの事業に附帯する事業

に限定されています。

【注意】農事組合法人は、

「社会福祉事業」、「産業廃棄物処理」、「リサイクル業」、「水産業」、「コンサルタント」、
「医薬品等の販売」、「農業の製造、販売」、「ビル管理」、「外国人研修生の受入れ」
等の事業を行うことはできません。

設立登記が必要(登録免許税は無税)

法人成立後において行政庁(都道府県又は国)への届出
(許認可制ではない)

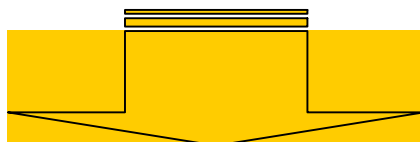
加入脱退は自由

(根拠法:農業協同組合法)

最近寄せられた情報から

「農業法人助成金」と称し、農業法人の設立に当たって、あたかも農林水産省が助成金を交付するような文書(別紙1)が配布されている。

中小企業の経営者や農業者等に対して、「生産振興総合対策事業」や実在しない補助事業名等(例「生産振興**統合**対策事業」)を用いて「国の補助事業を利用するためには、法人の設立が必要」と持ちかけるケース(別紙2)が発生している。



ご注意ください

・農林水産省としては農業経営の法人化を推進していますが、「農業法人助成金」という名称の補助金は実在しません。

・農業法人を設立すれば、必ず補助事業が利用できるとは限りません。

実在しない助成金や補助事業、又は、これらに類する文書を配布して法人の設立を持ちかけられた場合、あるいは、不審に思われた場合は、農林水産省へご相談ください。

問い合わせ先：農林水産省経営局経営政策課 農業法人担当 (03)3501-3742(直通)

あたかも農林水産省が助成金を交付するかのよう~~に作成された文書~~

農業法人助成金

農 林 水 産 省

農林水産省が、日本国内での食料の調達~~の比率に将来への大きな不安を感じ、日本における農業の復活と躍進を図るため、農業の復活に貢献できる組織の擁立を行うよう積極的に動き出しました。~~

~~この日本の新たな農業の組織を創立することに参加するために、次の各要綱を満足させる必要があります。~~

~~以下に列記します。~~

記

- 1、連続した場所に田畑、雑種地を総計7000坪以上であること。
(道路、河川をまたがないこと)
雑木林程度は可
- 2、耕作者証明：農協 3名必要
耕作者証明本人1名に奥さんと子供2名 合計3名(住民票が必要)
- 3、土地が平坦地であること。
- 4、土地の謄本、公図、航空地図、白図(等高線が入ったもの)
- 5、筆数の多いときは代表をひとつとり、公図によるリストの面積全てに丸をつける。
- 6、現地の写真、隣接道路から土地の全景を撮影する。
- 7、資本金2000万円の株式会社の農業法人を設立する。
代表取締役社長(耕作証明者以外の人：通常は土地の名誉職者)
専務取締役(耕作者本人でも可)
常務取締役
発 起 人 : 取締役 何名でも可(取締役は耕作者)
監 査 役
- 8、事業計画書添付
- 9、助成金の支給時期と金額：設立100日後、総額3億円以内

あたかも農林水産省の補助金であるかのように作成された文書

生産振興統合対策事業

- 1) この対策資金は、国50%、県20%、地方(市町村)10%である。
- 1) この助成金を調達するには、株式会社で農業生産法人を設立し、申請する事が必要。
 - 1) 専業農家(耕作証明のある人)3名以上が必要である。
 - 1) 定款に専業農家3名以上の役員を選任する事。
- 1) 本店の所在地は生産地に設立する。
 - 1) 生産地の面積は7,000坪以上である事。
 - 1) 水耕栽培で生産する農産物には規制するものは無い。
(ブチ野菜から果物まで)
- 1) 30億円の枠、返済期間10年~15年以内(1年据え置き)金利(年)2.6%である。
 - 1) 弁護士、政治家が関係してはならない。
 - 1) 申し込みしてから実行まで半年から1年以内かかる。